

令和3年9月7日招集

## 第6回若桜町議会定例会会議録

(令和3年9月7日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	下石裕美		
書記	伊賀忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第51号	令和2年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
2	議案第52号	令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
3	議案第53号	令和2年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
4	議案第54号	令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
5	議案第55号	令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
6	議案第56号	令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
7	議案第57号	令和2年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
8	議案第58号	令和2年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
9	議案第59号	令和2年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
10	議案第60号	令和2年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
11	議案第61号	令和2年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
12	議案第62号	令和3年度若桜町一般会計補正予算（第3号）	原案可決
13	議案第63号	令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
14	議案第64号	令和3年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決

15	議案第65号	令和3年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	原案可決
16	議案第66号	令和3年度若桜町索道事業特別会計予算(第1号)	原案可決
17	議案第67号	若桜町個人情報保護条例の一部改正について	原案可決
18	議案第68号	若桜町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	原案可決
19	議案第69号	若桜町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について	原案可決
20	議案第70号	若桜町総合整備計画の変更について	原案可決
21	議員提出議案 第4号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	原案可決

## 令和3年第6回若桜町議会定例会（第1号）

招集年月日	令和3年9月7日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時30分			
応 招 議 員	1 番	梶 原 明	6 番	前 住 孝 行
	2 番	青 木 一 憲	7 番	中 尾 理 明
	3 番	山 根 政 彦	8 番	山 本 晴 隆
	4 番	山 本 安 雄	9 番	川 上 守
	5 番	小 林 誠		
不 応 招 議 員				
出 席 議 員	1 番	梶 原 明	6 番	前 住 孝 行
	2 番	青 木 一 憲	7 番	中 尾 理 明
	3 番	山 根 政 彦	8 番	山 本 晴 隆
	4 番	山 本 安 雄	9 番	川 上 守
	5 番	小 林 誠		
欠 席 議 員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	教育委員会次長	谷口 国彦
	総 務 課 長	藤原 祐二	地域整備課長	竹本 英樹
	町民福祉課長	上川 恭子	農山村整備課長	中島 毅彦
	にぎわい創出 課長	川戸 康之	ふるさと創生課長	谷本 剛
	会計管理者	小林 貴之	税 務 課 長	前田 弥生
	代表監査委員	谷口 秀昭		

## 会議の顛末

本会議（9月7日）

### 議長（川上守）

おはようございます。ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、令和3年第6回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

#### 日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において青木一憲議員、山根政彦議員を指名します。

#### 日程第2

会期の決定について、を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの10日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月16日までの10日間に決定しました。

#### 日程第3

諸般の報告をします。

会議関係諸般の報告は、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

次に、常任委員会に付託した請願等について報告します。

8月26日までに受理した請願等は、お手元に配布の「請願等文書表」のとおりです。

会議規則第92条第1項の規定により、陳情第5号、請願第7号は、総務産業教育民生常任委員会に審査を付託しました。

#### 日程第4

行政報告を議題とします。

町長からの報告事項は、報告第6号 令和2年度若桜町財政健全化判断比率等の報告について、お手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

#### 日程第5

議案第51号 令和2年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号 令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号 令和2年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号 令和2年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号 令和2年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号 令和2年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号 令和2年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

### 町長（矢部康樹）

皆さんおはようございます。世の中は選挙モードになりつつありますが、9月3日に菅首相が自民党総裁選に不出馬を表明され、驚かされるとともに、総裁選の行方が混沌としてまいりました。また、東京オリンピック・パラリンピックが無観客ではありましたが無事終了し、一つの区切りがついたと思います。

鳥取県ゆかりの選手では、ボクシングの入江選手が、女性としては日本初の金メダルに

輝き、その他にも、競泳や飛び込み、セーリング、射撃などの競技に本県出身の選手が出場され、活躍されました。

また、パラリンピックには100メートル車いすクラスに安野選手が出場され、メダルには届かなかったものの精一杯戦われ、コロナ禍ではありましたが、県民に元気を与えてもらいました。出場された選手の皆さんには、ひとときの間、体を休めていただき、次のステップに向かって頑張ってくださいというふうに思っております。

また、ワクチン接種については、9月5日現在で、町民の約8割の方が2回の接種を終わられました。町内の2つの医療機関には、本当に頑張ってください、本町の接種の約9割はこの2つの医療機関に担っていただきました。この場を借りて心よりお礼申し上げますと思います。

5月8日から始まった集団接種も大きな事故もなく、8月7日まで計10回で終了となり、今後、10月上旬には本町でのワクチン接種は終了となる予定でございます。これにより、本町においては集団免疫が獲得できたものと確信しますが、ほかの市町においても同様の対応をしていただかないと、本当の意味での集団免疫の獲得にはならないと思います。これから先は、他市町との協力関係の中で、全体の接種率を上げていくことが必要であると考えるところでございます。

さて、本日ここに、令和3年第6回若桜町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、令和3年度一般会計補正予算並びに諸議案等のご審議をいただきますことに対し、感謝を申し上げます次第でございます。

いわゆる第5波の影響は、全国を震撼させているところですが、本県においても、7月14日以降、急激に感染者が増加し、クラスターは14件発生し、感染者も約1,000人に上っております。さらに9月5日には、県

内5例目の新型コロナ陽性者の死亡例も確認されたところでございます。

さらに、幼児や小学生、中学生にも感染者が出ており、今までなかった市中感染がこの鳥取県でも確認されだしました。

そのような中、本県の平井知事が全国知事会の会長に就任され、「コロナ対策の要は感染者を減らすこと。感染の波を抑えていく」と力強く訴えられました。本町においても、県や市、周辺の町と連携し、このコロナ禍を是が非でも乗り切っていきたいと思うところでございます。

また、8月9日頃から台風9号から変わった温帯低気圧により降雨、その後、停滞前線の影響で雨が降り続き、8月16日の早朝に警報が消えるまで、雨に悩まされた1週間でもございました。雨の中心は九州北部や山陽方面であり、各地で大きな被害も出ているところでございます。幸い本町では、大きな災害・被害はございませんでしたが、台風シーズンはこれからですので、9月5日には町の防災訓練を実施し、改めて気を引き締め直したところでございます。

また、9月4日土曜日には、小雨の中はございましたが、若桜学園の運動会が新型コロナ対策をしっかりとした上で、時間を短縮して実施されました。久々に見る、子どもたちのはつらつとした姿は新鮮であり、我々もコロナなんかには負けてはおれないと思わせるひとときでもございました。子どもたちを守り、ひいては町民を守っていく、そんな気持ちになったところでございます。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第51号 令和2年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、この決算は、歳入総額45億3,074万6,049円、歳出総額42億1,851万8,930円で、歳入歳出差引額3億1,222万7,119円となり、翌年度に繰り越すべき財源

を差し引いた実質収支額は、2億6,626万444円となりました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、各種イベントをはじめ、多くの事業が中止となりましたが、感染防止対策や経済対策、公共施設の大規模改修などにより、歳出額ベースで、対前年5億9,436万円足らず、率にして16.4%の大幅増となりました。

まず、主な施策の成果について、各歳出費目別にその概要を申し上げます。議会費では、常任委員会及び各特別委員会で、所管事項の調査研究を行っております。

総務費では、庁舎等財産管理でコロナ臨時交付金を活用し、空気清浄機や検温センサー等を公共施設に設置し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りました。

地方創生事業では、第2期若桜町総合戦略の策定や、八頭町と連携し、若桜鉄道を活用した観光推進事業を実施しております。若桜鉄道対策事業では、施設の維持管理を行い、輸送の安全確保に努めるとともに、コロナ禍にあっても感染拡大防止を図りながら、90周年記念感謝祭の開催や、観光列車を活用したツアー誘客など、利用促進を図りました。

さらに、バス運行事業では、吉川地区と若桜駅周辺を結ぶ地域コミュニティタクシー「わあすか」の試験運行を実施し、新たな地域公共交通体系の構築に向け、取組を行いました。

次に民生費では、「地域福祉センター」や「ゆはら温泉」の改修工事を実施したほか、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、生活困窮者自立支援、生活保護など、地域で安心して暮らすための各種福祉事業を実施しております。

また、昨年度は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として、住民一人につき10万円の特別定額給付金の給付や、子育て世帯の家計を支援するため、臨時特別給付

金を支給しております。

衛生費では、健康増進や維持のための健康ポイント事業、インフルエンザ予防や肺炎予防などの予防接種事業、また、妊婦検診や乳幼児健診などの母子検診事業、肝臓がん検診をはじめとする各種がん検診や、健康相談などを実施し、生活習慣病の予防に取り組みました。このほか、コロナ禍にあつて町内医療機関、薬局の医療提供体制を維持できるように感染拡大防止等に係る経費の支援を行っております。

農林水産業費では、中山間地域等直接支払制度や多面的機能直接支払事業の実施により、農地の保全に努めてまいりました。また、がんばる地域プラン事業では、精米施設が運用を開始し、生産者独自の販路開拓や有利販売の促進、エゴマを使った特産品開発など、農業の振興を図りました。

有害鳥獣対策では、侵入防止柵の設置支援や、猟友会と連携して鹿やイノシシの積極的な捕獲を実施し、農作物被害の軽減に努めました。

林業では、本町の森林・林業・木材産業の目指すべき将来像や、その達成に向けての基本的な施策を示す「わかさ森林（もり）づくりビジョン」を策定したほか、林業団地の育成や、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、民有林、町有林の保育事業の推進と林道、作業道の開設を推進し、素材生産の増加を図ってまいりました。

引き続き森林整備の推進により、森林の有する多面的機能の維持増進を図り、多様で健全な森林を次世代に引き継いでいく必要があると考えております。

商工費では、本町の商工業の発展のため、若桜町商工会への運営費補助や創業・開業促進支援等を行うとともに、住宅改修事業、事業継承支援事業の実施、さらには、新型コロナウイルスの拡大により影響を受けた事業者支援や、町内で利用できる商品券の配布を行

うなど、中小企業の振興と住民の地域内消費を推進いたしました。

観光事業にも新型コロナの影響は大きく、各種イベント等は中止となりましたが、新型コロナ臨時交付金を活用した「GoGoバーベキュー事業」の実施、また、冬季のスキー場に関しては、雪に恵まれたことにより入込数が増えております。

土木費では、安全な交通基盤を確保するため、町道の維持管理、補修・拡幅、消雪施設の改良や水路改修などを行いました。また、住宅管理費では、町営住宅の老朽箇所の修繕、公園費では、子どもたちが安全に遊ぶことができるよう、遊具点検や修繕など、適切な維持管理を行っております。

消防費では、消防団、自警団への活動支援をはじめ、消防防災専門員を配置して各集落に出向き、防災への危機意識の醸成に努めるなど、安心・安全の暮らしを守る地域防災力の強化、災害に強いまちづくりのため、環境整備などを行いました。

また、災害時の避難所におけるコロナ対策と住環境の向上のため、備蓄物資の整備や非常持ち出し品を全戸配布するなど、災害に対する備えや意識の高揚を図っております。

教育費では、ICT環境の充実を図るため、校内LAN等通信ネットワークの整備やGIGAスクール構想による児童生徒用のタブレットを導入しました。また、子育て家庭への支援として、入学祝い金や進級祝い金の贈呈、通学費助成、学園給食費の助成などを行い、保護者の負担軽減を行っております。

社会教育費では、PTAや青少年育成若桜町民会議への活動支援、放課後児童クラブを開設するなど、学校、家庭、地域が連携しながら児童・生徒の健全育成を図っております。

公民館費では、コロナ禍でも安心して施設を利用できるよう感染症対策機器の整備を行い、文化サークルや若桜氷ノ山寿大学への支援、各世代のライフステージに応じた生涯学

習の機会を提供いたしました。

人権同和教育では、コロナの影響により部落開放研究集会や小地域学習会は中止となりましたが、人権問題公開講座の開催や各種大会・研修会に参加し、人権意識の向上を図っております。

文化財保護では、重要伝統的建造物群保存地区の選定に向け、住民説明や特定物件の同意取得、国や県など関係機関と連携・調整を進めてきました。なお、先日、若桜地区が国の伝建地域選定をされております。

災害復旧費では、平成30年7月豪雨災害により被災した林道施設の災害復旧事業が全て完了し、林道施設機能が回復しております。

公債費では、地方債の償還を行っております。

以上、令和2年度に執行した施策の概要を申し上げましたが、歳入では、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金が大幅な増額となり、対前年6億6,150万円の増加、歳出では、物件費、扶助費、公債費は減少したものの、会計年度任用職員制度の開始に伴う人件費の増加や、特別定額給付金事業などのコロナ対策に係る補助費等が大きく増加したことから、対前年5億9,435万円あまりの増加となりました。

令和2年度の本町の財政健全化判断比率は、いずれの数値も国の示す基準以下となりました。実質公債費比率は18%以上で適正化計画を策定することになりますが、3年間の平均値で6.8%と前年度と同比率でございました。

また、350%が早期健全化基準となる将来負担比率は18.3%と前年対比22.1ポイント上昇しております。これは、前年度と比較して公債費の増加が影響しているものと分析しているところでございます。

引き続き、これらの判断比率に注視しながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、議案第52号 令和2年度若桜町国民



健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入総額4億5,680万1,244円、歳出総額4億3,747万9,405円で、歳入歳出差引額1,932万1,839円となりました。

歳入では、国庫支出金及び財産収入では、対前年91万円余りの増額となりましたが、他の科目では全て減額となり、総額2,394万円余りの大幅な減額となっております。

なお、現年度分の保険税の収納率は98.82%で前年を上回るとともに、県内では高い収納率を維持しております。

歳出では、共同事業拠出金及び支出金を除く全ての科目で減額となっており、対前年2,141万円余りの減額となっております。

続きまして、議案第53号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入総額6億6,318万5,478円、歳出総額6億2,519万5,351円で歳入歳出差引額3,797万1,277円となりました。

歳入は、対前年3,174万円余りの増額となりましたが、これは、国庫支出金及び繰入金の増額が主な要因となっております。

また、歳出につきましては、対前年782万円余りの増額となりましたが、これは、介護サービス事業継続支援補助金の新設が主な要因となっております。

次に、議案第54号 令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入総額5,724万2,214円、歳出総額5,723万5,514円で、歳入歳出差引額6,700円となりました。

この会計は、被保険者の方に納めていただいた保険料を、鳥取県後期高齢者医療広域連合へ納付する会計でございます。

歳入においては、保険料と一般会計繰入金が主な財源で、このほかに繰越金、諸収入で構成しており、歳出において、総務費、広域

連合納付金、諸支出金を支出しております。

次に、議案第55号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入、歳出ともに2億5,661万5,957円となりました。

主な事業は、若桜・赤松地区の簡易水道の統合に伴う送・配水管の敷設工事、水道施設修繕、漏水調査などで、安全で安定した飲料水の供給に努めております。

次に、議案第56号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入、歳出ともに1億8,288万2,283円となりました。

事業の概要といたしましては、若桜及び菴米浄化センターの維持管理のほか、地方債の償還となっております。

次に、議案第57号 令和2年度若桜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入、歳出ともに6,485万2,633円となりました。

事業の概要といたしましては、吉川及び池田中央地区浄化センターの維持管理及び非常通報装置等の更新のほか、地方債の償還を行っております。

次に、議案第58号 令和2年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入・歳出ともに47万1,400円となりました。

事業の概要といたしましては、団地の維持管理と地方債の償還でございます。

次に、議案第59号 令和2年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入・歳出ともに200万5,600円となりました。

事業の概要は、財産区造林地において森林の公益的機能維持を図るため、森林整備セン

ターと締結した分収造林契約に基づく森林整備を実施しております。

次に、議案第60号 令和2年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入総額3,958万8,900円、歳出総額3,291万9,552円で、歳入歳出差引額666万9,348円となりました。

事業の概要といたしましては、スキー場の管理・運営を円滑に行うため、リフト整備工事及び圧雪車の修繕などを行っております。

次に、議案第61号 令和2年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、でございますが、この決算は、歳入、歳出ともに60万1,568円となりました。

この会計では、滞納となっている貸付金のうち、50万1,000円余りを回収しております。なお、貸付金の滞納額が8,640万円余りあることから、滞納者本人をはじめ、連帯保証人に対しても督促を行い、引き続き、貸付金の回収に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長（川上守）

本案の審議に先立ち、監査委員の審査意見報告を求めます。

代表監査委員、谷口秀昭さん。

## 代表監査委員（谷口秀昭）

失礼します。令和2年度若桜町歳入歳出決算・基金運用状況について、山本監査委員と行った審査意見を報告します。

1 審査の対象、(1)歳入歳出決算。ア 一般会計、令和2年度 若桜町一般会計歳入歳出決算。イ 特別会計、①令和2年度 若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算ほか、②から⑩番まで特別会計の歳入歳出決算です。

(2) 上記決算に関する証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

(3) 基金運用状況

## 2 審査の方法

(1) 決算審査にあたっては、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、地方自治法第233条第1項の規定により調整されているか否かを確認、関係証拠書類等により係数の正確性を確認するとともに、関係当局の説明を求め、併せて例月出納検査・定期監査等の結果を勘案し、予算の執行が的確に行われたかどうかについて慎重に審査した。

## ○重点項目及び着眼点

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的であるか、また、財政運営が適切に行われているかを重点項目とし、次の項目を着眼点とした。

(ア) 違法又は不当な調定及び調定漏れはないか。

(イ) 調停の時期及び手続きは適正か。

(ウ) 収入方法、収入時期は適切か。

(エ) 収入未済額及び不納欠損額は適正か。

(オ) 滞納整理について努力が払われているか。

(カ) 事務、事業の進捗状況は妥当か。

(キ) 予算額に対して多額の不用額を生じているものはないか。

(ク) 予備費の充用、予算流用の理由及び額は適正か。

(ケ) 委託料、工事請負費等の支出時期及び額は適正か。また、検査、検収は確実にされているか。

(コ) 補助金、交付金、負担金等の支出の必要性、有効性、支払時期及び額は妥当か。また、精算報告は確実に

行われているか。

(サ) 継続費の繰越明許、事故繰越等の繰越理由及び手続きは適正か。

(シ) 用地購入費及び用地の賃貸借料は妥当な額か。

(ス) 固定資産台帳を活用し、資産の適切な管理は行われているか。

(セ) 昨年度の指摘事項についての、取組状況はどうか。

(ソ) 新公会計制度に基づく、財務書類4表は適正に表示されているか。

(2) 基金の運用状況審査にあたっては、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを重点項目とし、次の項目を着眼点とした。

○重点項目及び着眼点

(ア) 基金の設置目的に従って、確実かつ効率的に運用されているか。

(イ) 違法、不当な運用はないか。

(ウ) 収支の計算は正確か。

なお、各会計の決算概要は別紙のとおりである。

### 3 審査の期間

令和3年7月27日、28日、29日、8月3日、4日、5日、10日、11日、18日、20日の10日間

### 4 審査結果の報

各会計歳入歳出決算書、事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数と歳入歳出整理簿等関係諸帳簿・証書類を照合した結果、全ての重要な点において適正に表示されているものと認めた。

また、会計における残高は、預け入れ金融機関の預貯金残高等と符合しており、適正であると認めた。

なお、基金における残高は、預け入れ金融機関の預貯金残高等と符合しており、適正であると認めた。

### 5 指摘事項

例月出納検査、定期監査等も踏まえ、指摘事項はなし。

### 6 留意、検討を要する事項

事務事業の執行にあたり留意、検討を要する事項は次のとおりである。

#### (1) 財政運営の指標について

財政関係指標等の数値は次のとおりである。

経常収支比率は88.2%で、前年度88.5%から0.3ポイント低下している。これは経常経費の中で、会計年度任用職員制度への移行により人件費が5.1%増加、物件費が3.6%減少、そして公債費が1.4%の減少等があったが、普通交付税等国の交付金の一般財源が増えたことが主な要因である。

この率は、昨年まで4年連続で上昇していたものであり、引き続き指標を意識した施策を行い、指標となる70%台に向けた改善努力を望む。

#### (2) 固定資産台帳の整合性について

##### ア 公有財産について

新公会計制度の導入により整備された固定資産台帳の内容、決算書に記載された財産に関する調書の内容にそれぞれ乖離が見受けられる。これは、現有資産としてそれぞれに長年登録されているものについて、照合、精査されていないことによるところが大きいと思われる。財産管理の重要性に鑑み、これらの整合性と現有資産の精査は必要と考える。

##### イ 備品について

備品の現物確認は、備品台帳における廃棄漏れや登録漏れを発見、是正する意味でも必須である。備品台帳と現物のチェックを確実に行なわれたい。

#### (3) 財産の活用について

町が保有する財産（土地・建物）のうち、利活用等の検討がされないまま放置されているものがある。その経緯や要因を分析し、新たな活用方策の検討を進め

るなど適切に課題設定し、適正管理につなげる必要がある。

#### (4) 各種税と使用料等について

##### ① 町税ほか各種保険料等について

町民税、固定資産税、軽自動車税種別割、たばこ税における現年度分の収納率は全て 99.6%以上で滞納繰越分を含めても 96.7%となっており、これらは対前年で 0.1 ポイント減少しているが、町民税については、現年分及び滞納繰越分を含めても 99.6%で、県内第 1 位であり評価できる。

国民健康保険税の現年分の収納率は 98.8%、滞納繰越分 21.7%、介護保険料の現年度分の収納率は 100.1%、滞納繰越分 39.2%、後期高齢者医療保険料の現年分の収納率は 100.4%、滞納繰越分はなしで、国民健康保険税の滞納繰越分を除き、いずれも対前年比での 0.1 ポイントから 0.4 ポイント上昇している。

また、不納欠損については、町民税において 4 万 6 千円、固定資産税において 9 万 4 千円、国民健康保険税において 3 万 3 千円をそれぞれ実施された。

引き続き滞納処分の強化を図り、滞納額の減少と徴収率の向上に向けて努力されたい。

##### ② 各種使用料と住宅新築資金等貸付金について

現年分の徴収率は、改良住宅使用料の 100%を除き、それぞれ、町営住宅使用料は 93.8%で、対前年と同ポイント、簡易水道使用料は 99.5%で、対前年と同ポイント、公共下水道使用料は 99.5%で対前年比 0.2 ポイント上昇、農業集落排水使用料は 99.5%で対前年比 0.1 ポイント上昇している。引き続き「新たな滞納者を出さない」という強い姿勢での効率的で積極的な未収金回収対策の取り組みが必要である。

滞納繰越額の中には、長期にわたって滞納が継続し、滞納額が膨らんでいる案件もある。早急に対策を検討し、時効中断、不納欠損も含めて法に基づいた具体的な実行を図り、滞納額の削減に向け格段の努力をされたい。なお、不納欠損処分にあたっては、特に、滞納者の生活実態や交渉過程を時系列に記録、保存し、不納欠損処分を行う際の検証可能な資料として整備され、滞納者の支払能力等個別事由を調査・判断のうえ、法令等の定めるところにより厳格に処理されたい。

また、住宅新築資金等貸付金の滞納額は約 8,700 万円で、徴収率は 0.6%である。債務者別の回収計画に沿った取組と、滞納額の減少に向けた取り組みを引き続き実施されたい。

##### (5) 地籍調査対象事業の推進について

当町の地籍調査は、令和 2 年度末で調査対象面積 145.16 平方キロメートルのうち、調査済みとなっているのは 4.98 平方キロメートルである。進捗率は 3.4%にとどまり、県内市町村で最下位となっている。今後、人口減少や高齢化により関係者の立会がさらに困難になることが予想される。人員体制と実施計画等を含めた事業の再構築を検討し、着実に事業を推進されたい。

##### (6) がんばる地域プラン事業について

耕作放棄地発生の抑制、担い手の確保、特産品開発による農産品の有利販売などに期待が高まる中、若桜町精米施設も完成し、指定管理委託をしている、有限会社若桜農林振興には、2,000 万円の増資もされた。特に、米とエゴマの販路拡大は最重要課題である。町においては、農業の維持と活性化のため、さらなる指導、協力を願いたい。

##### (7) 迎賓館管理運営事業について

令和 2 年度の利用者は 2 団体 20 人であった。年間利用者は年々減少傾向にあり、

有効に利用されているとは言い難い。所有者変更にあたり、今後の維持管理や運営方法、契約の見直しなどについて再度協議、検討されたい。

#### (8) 町史編纂事業について

昭和57年に発刊した町誌の「続編 若桜町誌」としての発刊を行うものである。

執筆内容をより充実させるため、見直しや確認作業などに日数を要することは理解できるが、進捗管理を徹底し、早急に発刊されることを期待する。

#### (9) 地域情報通信基盤施設について

現在使用しているIP告知端末は整備してから10年以上が経過し、耐用年数の経過や製造中止等により将来的な導入体制などについて検討中とのことである。災害時等の緊急時に使用不可となった場合に、住民の安全確保に支障が生じる恐れがあると思われるため、迅速かつ的確な対応を検討されたい。

#### (10) 基金の運用について

令和2年度末の基金残高は22億2,130万3千円で、金融機関への定期預金、普通預金で運用されている。現状の低金利運用0.002%では利息収入が少ないため、近隣の市町村の運用状況を確認するなど、ほかの効果的な基金運用について検討をしてみてもどうか。

#### (11) 施設等の老朽化対策について

各課の決算審査説明において、複数の施設等について老朽化による修繕が今後必要と見込まれる旨の報告を受けた。老朽化対策にあたっては、人口減少等により公共施設等の利用や需要が変化していくことを踏まえて現況及び将来の見通しを分析し、長期的な視点をもって計画的に検討されたい。

#### (12) 固定資産税の課税誤りについて

令和2年度に固定資産税の課税誤りが判明し、還付対象258軒に1,741万6,300円を還付した。今後同様の誤りの発

生を防止するため、確認作業の徹底を図るなどの有効な措置を講じ、常に公正で厳格な職務執行により税務行政への町民の信頼に答えていただきたい。

#### (13) 内部統制制度への早期取り組みについて

地方自治法の改正により内部統制制度が創設され、令和2年4月から都道府県と政令指定都市の首長には内部統制制度の整備、運用が開始され、それ以外の自治体に対しては努力義務が課されるようになっている。

内部統制制度は、業務上のリスクや手順を可視化し、不正等の危険を予防、統制する狙いがあるだけでなく、業務の効率化や経費の削減を図ることができるかどうかを検証する狙いも含んでいる。

住民への行政サービスを低下させずに維持するためには、いかにミスをなくし、適切かつ効率的に事務処理ができるかが課題として考えられる。町独自の内部統制制度の導入を実現させるため、内部統制に関するトップや職員の意識改革をはじめ、リスクの洗い出し、情報を識別、把握、処理し、職員に正しく伝達し教育するなど、早期に取り組むことが必要と考える。

## 7 まとめ

令和2年度一般会計の決算額は、歳入45億3,075万円、歳出42億1,852万円、差引残額3億1,223万円で、繰越財源を控除した実質収支は2億6,626万円の黒字決算となっている。

また、特別会計10会計の実質収支では、国民健康保険事業が1,932万円の黒字決算、介護保険事業が3,797万円黒字決算、後期高齢者医療が約1万円の黒字決算、索道事業が667万円の黒字決算、その他の6事業の実質収支額は0円となっている。

財政運営の実質公債費比率3か年平均は6.8%で、前年度と同比率である。令和2年度の単年度では6.5%と0.4%ダウンしており、

良い傾向であるが、実態は元利償還金が減少した一方、分母となる標準財政規模等が増加したことに起因する。今後、地方債残高の増加による元利償還金が増加する一方、人口減少が進むことにより基準財政需要額算定で交付税が減少することが予想され、大型事業が増加すると、この比率も一気に上昇する恐れがある。併せて、老朽化しているインフラの更新は必要に迫られており、基金の裏付けがあるにしても財政的には余裕があるとは言い難い。

また、将来負担比率がマイナス 3.8%から 18.3%と 22.1%上昇した。これは、算定方法の分母となる標準財政規模が前年より約 9,400 万円増加し、分子となる地方債現在高等将来負担額が前年より約 3 億 8,100 万円と大きく増加したためである。地方債現在高は平成 27 年度以降年々増加し、この 5 年間で約 10 億円増加している。過疎対策事業、災害復旧事業等の要因はあるが、将来にわたり必要な事業かどうかを今後さらによく検討した上で、公債の発行と基金の取り崩し等についてバランスを取っていくことが必要と思われる。

決算審査で各課等より提出された資料の課題については、今後十分に検討され、合理的かつ効果的な行政運営が行われるよう期待している。

以上でございます。

#### 議長（川上守）

ただいまの審査意見報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

審査意見報告に対する質疑を終結します。

続いて、先ほど町長から提案理由の説明がありました議案第 51 号から第 61 号までの議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第 51 号から議案第 61 号までの議案については、議員全員をもって構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、会期中に審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、本案は議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、会期中に審査することに決定しました。

委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、本会議終了後、決算審査特別委員会を全員協議室に招集いたします。

議事の都合上により暫時休憩いたします。

午前 11 時 18 分 休憩

（代表監査委員 退席）

午前 11 時 20 分 再開

#### 議長（川上守）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 6

議案第 62 号 令和 3 年度若桜町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第 62 号 令和 3 年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 6,787 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 40 億 1,191 万 5 千円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。

分担金及び負担金では、老人保護措置事業負担金として5万2千円を減額いたしました。国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を427万2千円追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額829万7千円を増額いたしました。

県支出金では、空き家対策支援事業補助金を100万円追加、林業用施設災害復旧事業補助金を130万円増額するなど、その他の補正と合わせまして、総額412万8千円を増額いたしました。

繰越金では、前年度繰越金として5,540万9千円を追加いたしました。諸収入では、雑入として町有自動車共済金に8万9千円追加いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。職員の人件費の補正を各費目にわたり行っており、総額113万2千円を追加いたしました。

総務費では、企画費に地域情報通信基盤施設の修繕工事や移住定住促進事業に係る委託料などとして628万8千円を追加するなど、人件費を含めたその他の補正と合わせまして、総額1,494万7千円を追加いたしました。

民生費では、生活困窮者自立支援事業や障がい福祉事業、生活保護総務費など複数の事業にわたり、前年度実績に基づく補助金等の返還金を計上するとともに、地域福祉センターの改修工事費として281万6千円追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額1,642万6千円を追加いたしました。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業に39万2千円、健康増進事業に366万8千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額521万円を追加いたしました。

農林水産業費では、森林整備事業に195万9千円追加するなど、その他の補正と合わ

せまして総額327万9千円を追加いたしました。

商工費では、商工振興事業に4,915万9千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額5,984万5千円を追加しております。

土木費では、町道補修事業に292万4千円を追加いたしました。

消防費では、災害対策事業に156万5千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして161万8千円追加しております。

教育費では、公民館管理費に池田分館改修に係る設計委託料として165万円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額252万3千円を追加いたしました。

災害復旧費では、林業用施設災害復旧事業に200万円、河川災害復旧費に339万9千円をそれぞれ追加しております。

なお、予備費において、歳入歳出総額の調整を行うため、4,430万円減額しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

## 日程第7

議案第63号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第64号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第65号 令和3年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第66号 令和3年度若桜町索道事業特別会計補正予算（第1号）を、一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

## 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第63号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,911万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,092万6千円とするものでございます。

歳入において、前年度繰越金に1,932万円を追加したことに伴い、財源不足を補うために繰り入れることとしていた財政調整基金繰入金を20万6千円減額するとともに、歳出において基金積立金として1,911万4千円を追加いたしました。

続きまして、議案第64号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,828万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億4,817万1千円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。国庫支出金では、事業費補助金に、介護報酬改定に伴うシステム改修に係る補助金として71万円を追加するなど、その他の補正と合わせて74万1千円を追加いたしました。支払基金交付金及び県支出金では、地域支援事業交付金として、それぞれ4万2千円、1万9千円を追加しております。

繰入金では、過年度に係る低所得者保険料軽減繰入金を23万1千円追加いたしました。基金繰入金を40万3千円減額しており、その他の補正と合わせて総額23万1千円減額いたしました。繰越金では、前年度繰越金として3,771万4千円追加しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。総務費では、通所介護事業所の新設に伴い、昼食費補助金の増額など、一般管理費に63万1千円を追加いたしました。基金積立金では、介護給付費準備基金積立金とし

て8万1千円を追加いたしました。

地域支援事業費では、高額介護予防サービス費相当事業費に15万6千円追加しております。諸支出金では、令和2年度実績に伴う返還金として3,726万7千円を追加するなど、その他の補正と合わせて、総額3,741万7千円増額しております。

続きまして、議案第65号 令和3年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,776万3千円とするものでございます。

歳入では諸収入に、歳出では諸支出金に、それぞれ増額の9万6千円を追加しております。

続きまして、議案第66号 令和3年度若桜町索道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ666万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,207万7千円とするものでございます。

歳入では繰越金、歳出では索道管理費に、それぞれ666万9千円を追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

## 日程第8

議案第67号 若桜町個人情報保護条例の一部改正について、議案第68号 若桜町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。



**町長（矢部康樹）**

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第67号 若桜町個人情報保護条例の一部改正について、でございますが、これは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第68号 若桜町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（川上守）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第9

議案第69号 若桜町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

**町長（矢部康樹）**

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第69号 若桜町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、町営バスオンデマンド運行の利便性向上のため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（川上守）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第10

議案第70号 若桜町総合整備計画の変更について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

**町長（矢部康樹）**

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第70号 若桜町総合整備計画の変更について、でございますが、これは、本計画の事業の追加を行い、これの財源として辺地対策事業債を充当するため、本計画の変更を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（川上守）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時33分 散会